

(別 紙)

厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則  
の一部改正（案）について

1. 改正の内容

（と畜場における牛海綿状脳症に係る検査の対象となる牛の月齢）

第1条 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号。以下「法」という。）

第7条第1項の厚生労働省令で定める月齢は、21月とする。

2. 公布期日

平成17年7月上旬

3. 施行期日

平成17年8月上旬

# 厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部改正 (案)に関する御意見の募集について

1. 実施期間 平成17年5月9日～平成17年6月9日

2. 提出方法 インターネット、郵送

3. 提出状況 440通

4. 御意見の概要及びそれに対する厚生労働省の回答

	御意見の概要	厚生労働省の回答
1	BSEの原因等については、いまだに未解明な部分が多く残されており、特定危険部位(SRM)の除去に関する監視体制、牛を畜する際のピッキングの廃止、飼料対策を含めた対策強化がこれから実施される段階です。 全頭検査の見直し検討は、これから一連の対策の実効性が確認されてから行うべきであり、現段階での施行規則の改正は時期尚早です。	食品安全委員会の答申には、「結論」とは別に「おわりに」という部分があり、そこには、「科学的知見がきわめて限られていることから月齢見直しは一連の対策の実効性が確認されてから行うのが合理的な判断である」という内容が留意すべき意見として記述されています。食品健康影響評価は、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて客観的かつ中立公正に行われることが基本であり、当該食品健康影響評価の結果である答申の「結論」部分を踏まえ、BSE検査月齢の見直しについて、対応しているところです。また、SRM管理についても重要なBSE対策と認識しており、食品安全委員会の答申審議の経過も踏まえて、今後、ピッキングの廃止を含めたSRM管理の徹底について、適切に対応いたします。
2	今回の改正案は、「20ヶ月齢以下からプリオントリオの検出が困難」としていますが、米国カリフォルニア大学の研究では、若齢牛でも異常プリオントリオ検出が可能とする研究も発表されています。検査技術が日進月歩している今日において、わずか3年足らずでの全頭検査見直しは米国牛輸入再開ありきの全頭検査の見直しと言わざるを得ません。	BSE全頭検査については、平成13年10月当時、①牛の月齢が必ずしも確認できなかつたこと、②国内でBSE感染牛が初めて発見され、国民の間に強い不安があつたこと、等の状況を踏まえて開始したものです。BSE対策については、他の食品安全対策と同様、科学的合理性を基本として判断すべき問題と考えており、昨年9月に食品安全委員会においてとりまとめられた、BSE国内対策に関する評価・検証に沿って、同年10月15日に全頭検査を含む国内対策の見直しについて食品安全委員会に諮問し、本年5月6日に食品安全委員会から答申を受けたところです。厚生労働省としては、検査対象月齢の見直しに当たって、食品安全委員会の科学的な評価結果を踏まえて対応しているところであり、BSE検査法については、引き続き情報収集とともに、高感度・迅速診断法の研究開発を進めます。なお、BSE高感度検査法が開発された場合には、生体牛での検査の可能性、その時点でのリスク評価の状況等も踏まえ、食品安全委員会や農林水産省と連携して、BSE対策について必要な対応をとりたいと考えています。
3	20ヶ月以下の牛は狂牛病の全頭検査を外すということには私は反対です。食の安全は今の技術で出来る試験により病気を排除しなければならないと思います。外圧に屈してはならないと考えます。20ヶ月以下の牛では狂牛病に汚染されていないかどうか不明であれば20ヶ月以下の牛肉を食べるのを法律で禁止すべき思います。	現在実施されているBSE迅速検査法では、延髄門部の異常プリオントリオたん白質の量が検出限界に満たない場合は、陰性と判定されます。そのような原理ですから、21ヶ月以上の感染牛でも検出限界以下の場合は陰性と判定されます。つまり、感染が判明しあじめる月齢を越せば、検出限界以下の感染牛も含めて100%見つけられるという方法ではありません。したがって、安全なものを食用に供するためには、検査だけでなく脳や脊髄などのSRM除去を全頭全月齢で行うとともに、間接的にリスクを低下させるために飼料規制が行われています。
4	検査を済り抜ける可能性のあるものは流通させない、食用に供さないというのが普通の考え方ではないでしょうか。検査の精度をあげるというのは理想であり目標ではあります。現時点では技術的にも予算的にも限界があるでしょう。しかし20ヶ月齢以下の牛を流通させないというのは技術的にも予算的(商業的な意味ではありません)にも至極簡単なのではないでしょうか。	

	御意見の概要	厚生労働省の回答
5	改正案の理由は、要するに20ヶ月未満の牛については検査をしても発見できないというに尽きるが、今後の科学の進歩によって検査の精度が上がることを全く考慮に入れていないのはおかしい。安全性を最優先する見地からは、20ヶ月未満の牛では検査で検出できないのであれば、20ヶ月未満の牛については食用にしないというのがスジであって、改正案は逆さまである。	現在実施されているBSE迅速検査法では、牛の月齢に関わりなく、延髓門部に仮に異常プリオンたん白質が存在していても、その量が検出限界に満たない場合は、陰性と判定されることになります。したがって、BSE対策という面からみても、御指摘のような対応は困難と考えます。なお、BSE検査法については、引き続き情報収集するとともに、高感度・迅速診断法の研究開発を進めます。なお、BSE高感度検査法が開発された場合には、生体牛での検査の可能性、その時点でのリスク評価の状況等も踏まえ、食品安全委員会や農林水産省と連携して、BSE対策について必要な対応をとりたいと考えています。
6	異常プリオンの権威ブルシナー教授は現在の検査法より数百倍も感度が高い新検査法を開発しています。来年にも実用化できる見通しといい、講演後に「19・5ヶ月や6ヶ月の牛から異常プリオンが検出できないというは、科学的にはナンセンスだ」と語りました。(毎日新聞2004年12月8日) 若い牛で来年にも近い将来異常プリオンが検出できます。だから、全頭検査は続けるべきです。	ブルシナー博士が開発中のBSE検査キットについては、未だ実用化されているものでないため、厚生労働省としては、引き続き関連情報の収集に努めることとしています。したがって、BSE検査法については、引き続き情報収集するとともに、高感度・迅速診断法の研究開発を進めます。なお、BSE高感度検査法が実用化された場合には、生体牛での検査の可能性、その時点でのリスク評価の状況等も踏まえ、食品安全委員会や農林水産省と連携して、BSE対策について必要な対応をとりたいと考えています。
7	BSEはその発生原因も科学的に十分解明されておらず、国内で21ヶ月齢と23ヶ月齢の感染牛が確認されるなど、20ヶ月齢以下にリスクがないとは言い切れません。また、国内でも変異型クロイツフェルト・ヤコブ病を原因とする死者が発生するなど、依然としてBSEに対する不安が続いていること、先に行われた食品安全委員会のプリオン専門調査会がまとめた答申案に対する意見募集(パブリックコメント)で出された意見でも、7割以上が全頭検査の見直しに反対を表明しています。	食品安全委員会の答申の結論部分において、「全頭検査した場合と21ヶ月齢以上検査した場合、いずれにおいても「無視できる」～「非常に低い」と推定されています。定量的評価による試算でも同様の推定が得られています。これらの結果から、検査月齢の線引きがもたらす人に対するリスクは、非常に低いレベルの増加にとどまるものと判断される」とされています。なお、答申本文においては、「全頭検査から21ヶ月齢以上の牛に変更した場合、20ヶ月齢以下で検出限界を超えたBSE感染牛が存在しない場合にはリスクは変化しない。一方、存在する場合には、リスクの増加は否定できないが、食肉のBSEプリオン汚染率は「非常に低く」その汚染量は「無視できる」～「非常に少ない」と考えられる」とされています。したがって、現行の飼料規制が2001年10月から実施されて以来、相当期間が経過している状況等から考えると、2003年7月以降に生まれた牛の中に、20ヶ月齢以下の段階で検出限界を超えるBSE感染牛がいることはゼロと断定することはできませんが、極めて考えにくいレベルのもの、と受け止めています。また、科学的評価に基づく安全が消費者の安心に結びつくようリスクコミュニケーション等を通じて国民の理解が得られるよう努力いたします。
8	日本国内ではBSE感染牛が確認されて以来、政府は国内で「と畜」されている全ての牛の検査と特定危険部位の除去、飼料規制の徹底等を行い、同様に米国でBSEの発生が確認されて以降米国産の牛肉及び牛肉加工品の輸入を全面的に禁止することにより、牛肉に対する日本国民への信頼回復に努めてきました。 だが、この間、専門家による調査・研究を持ってしてもBSEの汚染源や感染経路を明確に特定することができないでいます。	感染経路の解明については農林水産省で対応しておりますので、担当部局あてに御意見をお伝えいたします。
9	わが国のBSE牛の発症については、肉骨粉による感染が疑われるにしても、それによるのか、または代用乳によるのか、もしくは別の感染経路をとったのか、更には孤発性の発症なのか、依然として明らかになっていません。感染経路の解明は、直接的には月齢問題とは性格を異にする問題ですが、BSE対策推進のためにも、また消費者の安心感確保のためにも重要な課題と考えます。感染経路の解明が「科学的合理性」の補強につながると考えます。	

	御意見の概要	厚生労働省の回答
10	日本でのBSEの発生については海外から輸入した飼料も疑われています。食品の輸出入の国際化(グローバリゼーション)によって食の安全を担保する社会システムそのものが脆弱化している可能性があります。	
11	と畜場における牛海绵状脳症に係る検査の対象となる牛の月齢を21月とし、全頭検査を緩和することには強く反対です。わが国では、BSEが発生した平成13年9月以後、全頭検査などによる安全・安心の確保に加え、発生サイクルを遮断するための飼料規制やBSE発生国からの牛肉輸入停止などの措置を徹底して行つきました。その成果が確実に出てくれば、いずれ全頭検査をしなくてもいい時代が数年後にやってくるはずです。 特に、全頭検査によって国産牛肉に対して消費者から安全・安心と信頼確立が図られる今日、更に食品安全委員会の答申に対し全頭検査緩和に反対する意見などが7割も寄せられている中で、国民理解を得られないまま、BSE全頭検査の緩和を急ぐ理由と必要性はまったくないと思われます。	BSE対策については、他の食品安全対策と同様、科学的合理性を基本として判断すべき問題と考えており、昨年9月に食品安全委員会においてとりまとめられた、BSE国内対策に関する評価・検証に沿って、同年10月15日に全頭検査を含む国内対策の見直しについて食品安全委員会に諮問し、本年5月6日に食品安全委員会から答申を受けたところです。厚生労働省といましましては、検査対象月齢の見直しに当たって、食品安全委員会の科学的な評価結果を踏まえて対応しているところです。また、制度変更に伴い生じかねない消費者の不安な心理を払拭し、生産・流通の現場における混乱を回避する観点から、21か月齢未満の牛について地方自治体が自主検査を行う場合は、引き続き国庫補助を行う予定です。なお、科学的評価に基づく安全が消費者の安心に結びつくようリスクコミュニケーション等を通じて国民の理解が得られるよう努力いたします。
12	BSEの原因についてはいまだに未解明な部分が多い中、20ヶ月以下のスクリーニング検査中止は科学的根拠に基づくものではなく、国民の不安感は強く存在しています。全国的にも全頭検査を継続する自治体が多く、私が居住する群馬県でも継続が決定されました。 一部でスクリーニング検査が中止されることにより、「検査された牛肉と、検査されない牛肉は明確に区別されるのか?」など、混乱と不安の増大も予想されます。 国民は「安全」と同時に「安心」も求めています。国民の安心を確保するためには、コストが掛かっても全頭検査を続け、総て検査済みという安全性を確立するしかないのです。	
13	腸については昨年OIEが策定する規範が改定された際にSRMとして新たに加えられましたが、日本では回腸遠位部のままです。腸全体をSRMとし除去されることを要望します。	欧米における腸に関するSRMの指定状況については、① EUにおいては、腸全体をSRMに、② 米国においては、回腸遠位部に感染性があるため、これをSRMとしていますが、廃棄対象は、これを含む小腸全体、としています。これらの国においてこの様な対応がとられているのは、回腸遠位部以外の腸にBSE感染性を認めたためではなく、腸を食べる習慣がなく、経済的価値が低いため、回腸遠位部のみをSRMとして管理することが実際的でないということが背景と理解しています。一方、我が国においては、腸を食べる習慣があり、回腸遠位部の除去について適切に管理を行うことができることから、腸については、回腸遠位部のみをSRMとして除去することとしています。なお、本年度開催されたOIE総会において、BSEを含む陸生動物衛生規約の改正が行われたところであり、SRMが腸全体ではなく、回腸遠位部に限定されたところです。

	御意見の概要	厚生労働省の回答
14	BSEはいまだ未解明な部分が多く残されています。しかも、昨年12月には国内で初めての変異型クロイツフェルト・ヤコブ病を原因とする死者も発生しています。食品安全委員会の中でも「特定危険部位の除去に関する監視体制の構築、牛をと畜する際のピッキングの廃止、飼料対策を含めた対策強化がこれから実施される予定であり、月齢見直しはこれらの一連の対策の実効性が確認された後に行うのが、合理的な判断である」と主張する科学者もいます。さらに、検査緩和を行うと、若齢牛での検査ができずに検査感度を改良する技術開発にも支障が出てくることが予想されます。	食品安全委員会の答申には、「結論」とは別に「おわりに」という部分があり、そこには、① 科学的知見がきわめて限られていることから月齢見直しは一連の対策の実効性が確認されてから行うのが合理的な判断である、② 混乱回避措置とされている自主的全頭検査がなければ若齢牛での検査成績の評価はできなくなる、という内容が留意すべき意見として記述されています。食品健康影響評価は、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて客観的かつ中立公正に行われる事が基本であり、当該食品健康影響評価の結果である答申の「結論」部分を踏まえ、BSE検査月齢の見直しについて、対応しているところです。また、最長3年間の予定で行う自主的全頭検査への補助については、リスク評価とは別のものであり混乱回避を目的としたものですが、結果として食品安全委員会の答申の「おわりに」に記述された留意すべき意見へ対応する部分もあることになるのではないかと考えています。なお、BSE検査法については、引き続き情報収集するとともに、高感度・迅速診断法の研究開発を進めます。なお、BSE高感度検査法が開発された場合には、生体牛での検査の可能性、その時点でのリスク評価の状況等も踏まえ、食品安全委員会や農林水産省と連携して、BSE対策について必要な対応をとりたいと考えています。
15	これまでの検査実績から20ヶ月齢以下では異常プリオンを検出できないとの見解についてですが、これは、母集団が少ないからではないかと思われるからです。すなわち、国内で異常プリオンに感染した20ヶ月齢以下の牛の検査実績数が極端に少ないのではないかと考えられるということです(もしかしたらゼロかもしれない)。この段階で、20ヶ月齢以下を検査対象外とすることには反対です。今後も全頭検査の原則を維持されることを望みます。また、この20ヶ月齢以下を検査対象外とすることは、異常プリオンの病原性を無視しているのではないでしょうか。すなわち、20ヶ月齢以下であっても、異常プリオンに感染していれば、これを人間が食した場合人間も感染するのでは、ということです。20ヶ月齢以下が安心ということではありません。この点をご理解のうえ、少しでも責任のある対策として、現状で最善の検査手法での全頭検査を行うことを望みます。さらに、より検査精度の高い検査手法の開発についても、調査研究のほどよろしくお願ひします。	畜場におけるBSE検査については、平成13年10月18日より開始し、本年6月4日までに約451万頭について検査を実施し、15頭のBSE陽性牛を発見しているところです。また、リスクについては、食品安全委員会の答申の結論部分において、「全頭検査した場合と21ヶ月齢以上検査した場合、いずれにおいても「無視できる」～「非常に低い」と推定されている。定量的評価による試算でも同様の推定が得られています。これらの結果から、検査月齢の線引きがもたらす人に対するリスクは、非常に低いレベルの増加にとどまるものと判断される」とされています。なお、答申本文において、「全頭検査から21ヶ月齢以上の牛に変更した場合、20ヶ月齢以下で検出限界を超えたBSE感染牛が存在しない場合にはリスクは変化しない。一方、存在する場合には、リスクの増加は否定できないが、食肉のBSEプリオン汚染率は「非常に低く」その汚染量は「無視できる」～「非常に少ない」と考えられる」とされています。したがって、現行の飼料規制が2001年10月から実施されて以来、相当期間が経過している状況等から考えると、2003年7月以降に生まれた牛の中に、20ヶ月齢以下の段階で検出限界を超えるBSE感染牛がいることはゼロと断定することはできないが、極めて考えにくいレベルのもの、と受け止めています。なお、BSE検査法については、引き続き情報収集するとともに、高感度・迅速診断法の研究開発を進めます。また、BSE高感度検査法が開発された場合には、生体牛での検査の可能性、その時点でのリスク評価の状況等も踏まえ、食品安全委員会や農林水産省と連携して、BSE対策について必要な対応をとりたいと考えています。
16	委員会答申は、20ヶ月齢以下の群で陽性例が出る可能性は否定できないものの、その確率については、日本で21および23ヶ月齢のBSE検査陽性牛が発見されることや牛の年齢分布に関するデータなどに基づく推論として、3歳未満の陽性牛は全国で年間0.3～1.5頭しか発生せず、20ヶ月齢以下を検査対象としないことによって見逃されるリスクは、これより更に少ないと結論づけています。しかし、たとえ年間1頭に満たないにせよ、陽性牛が発生する可能性が認められる以上、これを発見できることによるリスクは極めて深刻です。	

	御意見の概要	厚生労働省の回答
17	<p>現時点でのBSE検査月齢の見直しは行うべきではないと考えます。食品安全委員会の「リスク評価」では、と畜場におけるBSE検査月齢の見直しと併せて、「食肉のBSE汚染リスクをさらに低減させるため、ピッキングの中止に向けて、具体的な目標を設定し、できる限り速やかに進める必要がある」旨をはじめとするSRM除去の徹底が記載され、さらに「この食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施にあたっては、リスク管理機関として、国内において積極的かつ十分なリスクコミュニケーションに努める事が重要」と申し伝えられています。</p> <p>厚生労働省における現時点のリスク管理措置においては、第一に、SRM除去や汚染防止対策がと畜場によってばらつきがあり、具体的な改善の目途が示されておらず、ピッキングの中止をはじめとするSRM除去や食肉汚染防止対策徹底の早期実現を進めることができます。第二に、BSE問題に関する総合的なリスクコミュニケーションが不十分で、リスクへの不安や行政への不信につながっている面があるため、リスクコミュニケーションの推進を行ふことが必要です。第三に、既にと畜場を持つ全ての地方自治体が、国の補助により全頭検査を継続すると伝えられております。そうした点では、いわゆる“ダブルスタンダード”となり、月齢の見直しが国民にとって判りにくいものとなります。</p>	<p>ピッキングについては、従来から食肉の安全性の確保と従事者の安全確保の両立に配慮しつつ、廃止に向けて取り組んでいるところです。本年4月19日には、ピッキングを中止したと畜場の事例を整理して都道府県に情報提供を行い、未だ中止されていないと畜場について、今後3年間のと畜場ごとの対応方針の作成を要請したところです。厚生労働省といたしましては、ピッキングの廃止を含めたSRM管理の徹底についても適切に対応してまいります。</p> <p>検査対象月齢の見直しに当たっては、食品安全委員会の科学的な評価結果を踏まえて対応しているところであり、厚生労働省といたしましては、この科学的評価に基づく安全が消費者の安心に結びつくようリスクコミュニケーション等を通じて国民の理解が得られるよう努力します。また、BSE検査対象月齢の見直しは、食品安全の観点から21ヶ月齢以上は検査が必要としたものであり、安全基準としては一つです。他方、今回講じることとしている経過措置は、生じかねない消費者の不安心理を払拭し、生産・流通の現場における混乱を回避する観点から行うものです。</p>
18	<p>「安心」を与えるというだけで、何の科学的根拠もない検査を継続していくことは国費の無駄使いと考えます。2001年にいわばパニックをおさえるという意味での安心は、当時ある程度の意味があったのかもわかりませんが、SRM除去という実際の方策を正確に説明しなかった「つけ」が出ているような気がします。尚、安全を担保するために、これらの予算をピッキング禁止という方策に当ててはいかがでしょうか？諸外国においては、ピッキングがなされておらず、汚染の拡大が防止されております。専門部分の検査はこのピッキングによる汚染拡大の予防として行われている側面が科学的に強く、これで牛肉の人間に対する安全が確保されていたのかもわかりません。ピッキングをするのは、半気絶状態にある牛が暴れることにより、現場の労働者が重傷を負うということによりますが、日本の屠殺場は一般に狭く、この状況が致し方のないともいえました。諸外国では十分なスペースがとってあり、日本でもスペースを確保するなど、設備投資にこれらの予算を持っていくことが必要なのではないでしょうか？</p>	
19	<p>「リスク評価」では、「基礎研究のみならずリスク評価に必要なデータを作成するための研究が推進されるべき」と記述されています。加えて、「おわりに」において、SRM除去や食肉汚染防止対策などに関連して、非常に低いレベルの汚染度がもたらす食品影響評価を判断するための科学的知見が限られている事や、弱齢牛におけるBSE検査データの不足等についての指摘がされています。これらの指摘に基づいて、科学的な判断を行うために必要な、現時点での科学的知見の収集・蓄積やより高感度なBSE検査方法の開発等を一層推進するため、目標を定めて積極的に取り組まれることを要望します。</p>	<p>食品健康影響評価は、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて客観的かつ中立公正に行われることが基本であり、当該食品健康影響評価の結果である答申の「結論」部分を踏まえ、BSE検査月齢の見直しについて、対応しているところです。</p>

	御意見の概要	厚生労働省の回答
20	現時点でのBSE検査の月齢見直しを行うことには反対します。貴省は食品安全委員会等の場で科学的合理性を確保する為と答えられていますがその「科学的合理性」の根拠に疑念があります。	BSE対策については、他の食品安全対策と同様、科学的合理性を基本として判断すべき問題と考えています。現在の国内対策は、平成13年10月当時、① 牛の月齢が必ずしも確認できなかったこと② 国内でBSE感染牛が初めて発見され、国民の間に強い不安があつたこと等の状況を踏まえてBSE全頭検査を含むものとして開始したものです。昨年9月に食品安全委員会においてとりまとめられたBSE国内対策に関する評価・検証に沿って、全頭検査を含むBSE国内対策の見直しについて同年10月15日に食品安全委員会に諮問し、本年5月6日、答申を受けたところです。厚生労働省としては、食品安全委員会の科学的な評価結果を踏まえて施策の策定を行っているところであります、適切に対処しているものと認識しています。
21	そもそもBSE検査の見直しはいったい何の意味があるのか。現在、国内で出荷されている牛の90%は21ヶ月齢以上だといわれています。検査対象を20ヶ月齢以下にした場合に起こることを想像してみます。屠畜場ではまず、検査対象とそれ以外の牛を分別する必要があります。そして屠殺作業に入った段階で検査対象の牛については脳組織をサンプリングし検査にまわします。この点だけをとっても明らかに作業の煩雑さが増すことになります。しかも検査対象外はわずか10%にすぎません。経費の増加が想定され、かつ一方で消費者は、検査外の牛の安全性への不安のみならず、新たに作業の煩雑さが招く検査の不徹底を心配しなくてはならなくなります。わたしたちは、全く実効性のない改正だと考えますが、この点に関する説得力はあるのでしょうか。わずか10%の牛を検査対象からはずす今回の措置は、百歩譲って経済的観点からみても合理性がまったく不明です。	
22	現在、日本において実施されている牛の全頭検査は、BSEに対する安全性の確保の面で世界に誇れる制度であると思います。 厚生労働省の調査によれば、牛のBSEスクリーニング検査対象月齢を21ヶ月以上とした場合においても、全ての都道府県が自主的に全頭検査を継続する意向であるという結果がでたと聞いています。これは、現在の全頭検査の実施に対する消費者の安心感・信頼感に他ならないと思います。 しかし、現時点では全頭検査を実施すると言ってはいても、足かせがなくなってしまうこととなり、経済的その他の理由で、20ヶ月齢以下の牛の検査を取りやめることも十分にあります。 今回の緩和措置は、米国からの圧力に屈した形で牛肉の輸入を再開する、そのための前提となる緩和策の印象がぬぐいきれません。	今回科学的知見に基づきBSE検査対象を21ヶ月齢以上とするとしても、制度変更に伴い生じかねない消費者の不安な心理を払拭し、生産・流通の現場における混乱を回避する観点から、21ヶ月齢未満の牛について地方自治体が自主検査を行う場合は、引き続き国庫補助を行う予定です。
23	安全保証のために、生体の判定技術や、飼料中、牛肉中のブリオン検出技術など、研究をさらに深めるべきである。発症牛体は、検体として研究をさらに広く公開し、競争原理も取り入れて研究スピードを高める必要がある。	厚生労働省では、平成13年度以降、厚生労働科学研究において、BSEについて、① 最新の診断及び検査技術に関する研究② BSEリスクの解明に関する研究③ 牛由来の特定部位の分離及び廃棄方法等に関する研究等を進めており、この中で検査方法の開発にも取り組んでいるところであります、引き続き高感度・迅速診断法の研究開発を推進します。
24	月齢21ヶ月未満の牛からもBSEが発見されている現状であり、さらにBSEについてはまだ未解明の部分が多く、これから行われる対策の実効性が確認されてから検討するべきです。現段階での施行規則改正は拙速であり、万一この見直しによりクロイツフェルトヤコブ病の患者がでた場合、どなたが責任をとるのでしょうか？食の安全については、慎重すぎるくらいの対応を望みます。現段階での施行規則の改正は行わないで下さい。	若齢牛のBSE感染例としては、英国における1992年の20ヶ月齢及び1989年の21ヶ月齢等の発症例が認められていますが、汚染度が大きく異なっている状況のものであり、直接、現在の我が国に当てはまるようなものではないと考えています。厚生労働省としては、その所掌事務であると畜場における検査を含む食品の安全確保対策について、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識のもとで、適切な措置を講じていきたいと考えています。

	御意見の概要	厚生労働省の回答
25	BSEのような新しい社会的脅威に対しては、何がどこまでわかっていて、どういうことがわかっていないか、リスクはどこにあるか、きちんと情報を開示し、 국민に説明し続けることが求められます。それには科学者の力も必要不可欠です。当該責任官庁と科学者がきちんとした説明責任を果たしてきたかと聞けば、まだまだ不十分といわざるをえず、現在の日本の状況はBSEに関して国民に十分な安心感を与えるシステムになっていないと考えます。	BSE対策については、他の食品安全対策と同様、科学的合理性を基本として判断すべき問題と考えており、食品安全委員会が科学的見地からとりまとめた報告書を尊重して進めていくことが基本と考えていますが、科学的評価に基づく安全が消費者の安心に結びつくようリスクコミュニケーション等を通じて国民の理解が得られるよう努力します。
26	私は、日本で行われている、全頭検査が最も良いシステムで有ると確信しています。(検査対象を緩める事には反対します)全頭検査+危険部位除去+肉牛のトレースアビリティが今の時代こそ必要。	わが国においては、BSE感染牛が確認された平成13年10月以降、と畜場等におけるBSE対策として、①特定危険部位の適切な除去による異常プリオンたん白質の蓄積部位の排除②高濃度の異常プリオンたん白質に汚染された可能性があるBSE感染牛に由来する牛肉等を排除するためのBSE検査を行って牛肉の安全確保を図っています。BSE全頭検査については、平成13年10月当時、①牛の月齢が必ずしも確認できなかったこと②国内でBSE感染牛が初めて発見され国民の間に強い不安があったこと等の状況を踏まえて開始したものです。厚生労働省としては、BSE検査、SRM管理いずれも重要なBSE対策と認識しており、食品安全委員会の答申審議の経過も踏まえて、今後、検査のあり方の見直し、ピッキングの廃止を含めたSRM管理の徹底について、適切に対応いたします。なお、肉牛のトレーサビリティについては、農林水産省で対応しております、ご意見をお伝えいたします。
27	牛のBSEスクリーニング検査対象月齢を21ヶ月以上とすることについて、私は絶対反対です。まず、BSEの感染原因がプリオンたんぱく質であり、それが検査対象月齢20ヶ月以下では検出できないとの理由に基づいていると思います。しかし、その判断には「本当にプリオンたんぱく質が原因なのか?」という問題が存在しています。現在の研究では、牛の血液そのものが感染元との報告もあります。この病気はまだ未知の部分が多い病気です。	食品安全委員会の答申の結論部分において、「全頭検査した場合と21ヶ月齢以上検査した場合、いずれにおいても「無視できる」～「非常に低い」と推定されています。定量的評価による試算でも同様の推定が得られています。これらの結果から、検査月齢の線引きがもたらす人に対するリスクは、非常に低いレベルの増加にとどまるものと判断される」とされています。なお、答申本文においては、「全頭検査から21ヶ月齢以上の牛に変更した場合、20ヶ月齢以下で検出限界を超えたBSE感染牛が存在しない場合にはリスクは変化しない。一方、存在する場合には、リスクの増加は否定できないが、食肉のBSEプリオン汚染率は「非常に低く」その汚染量は「無視できる」～「非常に少ない」と考えられる」とされています。したがって、現行の飼料規制が2001年10月から実施されて以来、相当期間が経過している状況等から考えると、2003年7月以降に生まれた牛の中に、20ヶ月齢以下の段階で検出限界を超えるBSE感染牛がいることはゼロと断定することはできませんが、極めて考えにくいレベルのもの、と受け止めています。厚生労働省としては、検査対象月齢の見直しに当たって、食品安全委員会の科学的な評価結果を踏まえて適切に対応いたします。
28	イギリス、フランスに1日でも滞在したことのある者からの献血を受け入れないという制限と対比すれば、明らかに安全性軽視である。	血液対策については、vCJD感染の有無をスクリーニング検査できないことや、異常プリオンたん白質を輸血用血液から効果的に除去する技術が確立されていないという状況も踏まえた対応と理解しています。BSE問題については、他の食品安全問題と同様、科学的知見に基づき対処することが基本です。

	御意見の概要	厚生労働省の回答
29	全頭検査の緩和実施の有無は、例外的に見つかる若齢牛のBSEはSRM除去のみで十分と見なすか、それとも現在の検査法で検出できる月齢のものはすべて検査対象とするべきかということになるのでしょうか。しかし何も国産牛まで米国基準に合わせる必要はないのではないかでしょうか。国産は国内の基準で今までどおり全頭検査を行い、米国産は米国の基準で輸入を再開すればいいだけではないでしょうか。加工品にしても原材料が国内産か米産の表示をすればいいのではないのでしょうか。 どちらを購入するか(リスク・価格評価)は消費者に任せればいいのではないでしょうか。	原産地表示については、農林水産省で対応しておりますので、担当部局あてに御意見をお伝えいたします。
30	新たにBSE牛が発見されている現状があり、今後もBSEについて詳しい資料を得るためにも、全頭検査は実施していった方が良いと思います。	BSE対策については、他の食品安全対策と同様、科学的合理性を基本として判断すべき問題と考えています。BSE全頭検査については、平成13年10月当時、①牛の月齢が必ずしも確認できなかったこと、②国内でBSE感染牛が初めて発見され、国民の間に強い不安があつたこと、等の状況を踏まえて開始したものです。昨年9月に食品安全委員会においてとりまとめられた、BSE国内対策に関する評価・検証に沿って、同年10月15日に全頭検査を含む国内対策の見直しについて食品安全委員会に諮問し、本年5月6日に食品安全委員会から答申を受けたところです。厚生労働省といしましては、検査対象月齢の見直しに当たって、食品安全委員会の科学的な評価結果を踏まえて適切に対応いたします。
31	食品衛生法は、「病原微生物により汚染され、又はその疑いがあり、人の健康を損なうおそれがあるもの」の販売、輸入等を禁じているが(同法6条3項)、20ヶ月齢以下に関する異常プリオントン汚染度が「非常に低い」ことは、同法にいう「疑い」に該当し、科学的には「ほぼ安全」とされても、法的には販売、輸入等が禁じられると考えられます。	食品安全委員会の答申の結論部分において、「全頭検査した場合と21ヶ月齢以上検査した場合、いずれにおいても「無視できる」～「非常に低い」と推定されています。定量的評価による試算でも同様の推定が得られています。これらの結果から、検査月齢の線引きがもたらす人に対するリスクは、非常に低いレベルの増加にとどまるものと判断される」とされています。なお、答申本文においては、「全頭検査から21ヶ月齢以上の牛に変更した場合、20ヶ月齢以下で検出限界を超えたBSE感染牛が存在しない場合にはリスクは変化しない。一方、存在する場合には、リスクの増加は否定できないが、食肉のBSEプリオントン汚染率は「非常に低く」その汚染量は「無視できる」～「非常に少ない」と考えられる」とされています。したがって、現行の飼料規制が2001年10月から実施されて以来、相当期間が経過している状況等から考えると、2003年7月以降に生まれた牛の中に、20ヶ月齢以下の段階で検出限界を超えるBSE感染牛がいることはゼロと断定することはできませんが、極めて考えにくいレベルのもの、と受け止めています。よって、「疑い」には該当しないものと考えています。
32	BSEの検査について、わが国の基準とOIEの基準(世界の基準)が、今後は出来るだけ早期にOIEの基準に近づけるようご尽力を御願い致します。	OIE基準の見直しに当たっては、専門家会合やリスクコミュニケーションを行った上で、我が国の意見を取りまとめ提出し、対応しているところです。
33	この度の、牛海綿状脳症(BSE)に係る検査対象月齢を、0ヶ月齢(全頭検査)から21ヶ月齢以上に変更することには、大変感謝しております。 これを機に、この問題が早期決着する事を、期待しております。	BSE対策については、他の食品安全対策と同様、科学的合理性を基本として判断すべき問題と考えており、昨年9月に食品安全委員会においてとりまとめられた、BSE国内対策に関する評価・検証に沿って、同年10月15日に全頭検査を含む国内対策の見直しについて食品安全委員会に諮問し、本年5月6日に食品安全委員会から答申を受けたところです。厚生労働省といしましては、検査対象月齢の見直しに当たって、食品安全委員会の科学的な評価結果を踏まえて対応しているところです。

	御意見の概要	厚生労働省の回答
34	2001年から現在までにおいての全頭検査結果から若齢牛のデータが蓄積できていると思います。現行の検査では、単なる検査のための検査であり、必ずしも安全を保証するものではないのでムダである。危険部位をとることのみが、安全を保証できるのだということが理解できれば、検査対象をもっとしづれて節税になるのではないか。	BSE検査、SRM管理いずれも重要なBSE対策と認識しており、食品安全委員会の答申審議の経過も踏まえて、検査のあり方、ピッキングの廃止を含めたSRM管理の徹底について、適切に対応いたします。
35	BSEスクリーニング検査対象月齢を21ヶ月以上にするという答申案を一応は評価します。検査基準は諸外国と同様に30ヶ月齢以上が妥当だと思います。	BSE対策については、他の食品安全対策と同様、科学的合理性を基本として判断すべき問題と考えており、昨年9月に食品安全委員会においてとりまとめられた、BSE国内対策に関する評価・検証に沿って、同年10月15日に全頭検査を含む国内対策の見直しについて食品安全委員会に諮問し、本年5月6日に食品安全委員会から答申を受けたところです。厚生労働省といたしましては、検査対象月齢の見直しに当たって、食品安全委員会の科学的な評価結果を踏まえて対応しているところです。
36	日本でのBSE発症例はホルスタイン種に限定されており、黒毛和牛を含む肉専用種には無いことを鑑みると、更にBSE検査対象とする生体牛の「品種」を限定することについても、積極的に検討するに値するものと考えます。	
37	全頭検査を継続することは、経費の無駄の何物でもない。	
38	全頭検査を世界基準とするように働きかけてください。	
39	国から引き続き検査費用の補助金が出され、全頭検査はしばらく継続されるということですが、今後各自治体に全頭検査に対する考え方方が変化していく(検査を辞めていく)ような、働きかけをしていただくことを期待します。	BSE対策については、他の食品安全対策と同様、科学的合理性を基本として判断すべき問題と考えており、食品安全委員会が科学的見地からとりまとめた報告書を尊重して進めていくことが基本と考えていますが、科学的評価に基づく安全が消費者の安心に結びつくようリスクコミュニケーション等を通じて国民の理解が得られるよう努力します。
40	個人の裁量に任せるべきです。この問題もあらゆる事象に起こりうる危険度に対する確率の問題だと思います。	
41	積極的で十分なリスクコミュニケーションの実施を求めます。国民(消費者)の願いは、安全で安心できる施策を最優先することです。その中で行政への信頼も生まれます。そのためにも、積極的に十分なリスクコミュニケーションの実施を求めます。	
42	今回の、BSE検査対象月齢の変更により、「牛肉の安全を確保するためにはSRM除去が最優先される。」ことを、貴省は幅広く国民に伝えるべきである。省令改正後も、21ヶ月齢未満の牛のBSE検査費用を、貴省は3年間地方自治体に補助することになっていますが、この補助金は税金の無駄使いであり、1日も早くこの補助金を取りやめるべきである。	BSE検査、SRM管理いずれも重要なBSE対策と認識しており、食品安全委員会の答申審議の経過も踏まえて、検査のあり方、ピッキングの廃止を含めたSRM管理の徹底について、適切に対応いたします。なお、国庫補助の趣旨については、今回科学的知見に基づきBSE検査対象を21ヶ月齢以上とするとしても、制度変更に伴い生じかねない消費者の不安な心理を払拭し、生産・流通の現場における混乱を回避する観点から、21ヶ月齢未満の牛について地方自治体が自主検査を行う場合は、引き続き国庫補助を行うものです。
43	私たちに選択の自由と権利を与えてほしい。商品には詳細でごまかしのきかない正しい表示をしていただきたい。特に牛肉については、検査済みのものとそうでないものを正確に表示していただきたいと思います。検査済み、無検査を明確に表示することを法律で義務づけてほしいと思います。	未検査牛肉と検査済み牛肉の表示による識別について現時点において確定的なお答えをすることはできないが、両者の安全性に差がない前提に立てば、食品衛生の観点から法律による義務付けを行うことについては、難しいと考えている。

	御意見の概要	厚生労働省の回答
44	第7条第1項の厚生労働省令で定める月齢は零月とし、「都道府県知事又は保健所を設置する市の長は、プリオンの蓄積量が検出限界以下と見られる20ヶ月齢以下は牛海綿状脳症に係る検査から除外できる」という旨の除外規定を新設する。牛海綿状脳症対策特別措置法によるBSE検査の目的は、BSE感染牛の摘発にあるのですから、全頭検査が望ましいのです。しかし、日本の飼料規制の実効性と技術的限界からみて2005年3月現在、20ヶ月齢以下のBSE感染牛は検出できないであろうと評価できるに過ぎません。したがって、条文も牛海綿状脳症に係る検査の対象となる牛の月齢を零月とし、プリオンの蓄積量が検出限界以下みられる月齢は検査除外が可能であるとするのが、適切です。	食品安全委員会の答申の結論部分において、「全頭検査した場合と21ヶ月齢以上検査した場合、いずれにおいても「無視できる」～「非常に低い」と推定されています。定量的評価による試算でも同様の推定が得られています。これらの結果から、検査月齢の線引きがもたらす人に対するリスクは、非常に低いレベルの増加にとどまるものと判断される」とされています。なお、答申本文においては、「全頭検査から21ヶ月齢以上の牛に変更した場合、20ヶ月齢以下で検出限界を超えたBSE感染牛が存在しない場合にはリスクは変化しない。一方、存在する場合には、リスクの増加は否定できないが、食肉のBSEプリオン汚染率は「非常に低く」その汚染量は「無視できる」～「非常に少ない」と考えられる」とされています。したがって、現行の飼料規制が2001年10月から実施されて以来、相当期間が経過している状況等から考えると、2003年7月以降に生まれた牛の中に、20ヶ月齢以下の段階で検出限界を超えるBSE感染牛がいることはゼロと断定することはできませんが、極めて考えにくいレベルのもの、と受け止めています。厚生労働省としては、検査対象月齢の見直しに当たって、食品安全委員会の科学的な評価結果を踏まえて適切に対応いたします。
45	食肉処理場において危険部位除去を「完全に」行うことは無理であることを行政は認め、危険部位の除去率を科学的に調査すべきである。	SRMの管理については、定期的に調査を行い公表こうひょうしているところです。
46	詭弁を弄し、自国の経済論だけで輸入再開を迫る米国や、安全性などお構いなしで政府に圧力をかけようとする外食産業界に屈することなく、国民の食の安全のために万全の対策をとられるよう強く要望するものであります。	BSE対策については、他の食品安全対策と同様、科学的合理性を基本として判断すべき問題と考えており、昨年9月に食品安全委員会においてとりまとめられた、BSE国内対策に関する評価・検証に沿って、同年10月15日に全頭検査を含む国内対策の見直しについて食品安全委員会に諮問し、本年5月6日に食品安全委員会から答申を受けたところです。厚生労働省としては、検査対象月齢の見直しに当たって、食品安全委員会の科学的な評価結果を踏まえて対応しているところです。
47	この一部改正(案)提案と機を一にして、5月24日貴省は農林水産省とともに米国産及びカナダ産牛肉の輸入再開の条件ともいべき、国内産牛肉と米国産・カナダ産牛肉の「同等性」を食品安全委員会に諮問しました。この一部改正(案)と米国産牛肉輸入再開がリンクしているとひろく認識されていることをどのように考えているのか、見解を求めます。	米国産牛肉の輸入再開問題については、評価すべき対象が異なるものであるため、国内対策の見直しとは独立して評価されるべき問題であると考えています。20ヶ月齢以下の牛に由来する牛肉に限定するという輸入条件は、昨年10月23日に日米局長級協議において示された一定の条件・枠組みの一つであり、食品安全の確保には検査は不要であるという米国側主張と、検査は必要であるという我が国の主張の双方が考慮された結果、食品安全委員会による審議を含む日米それぞれの国内承認手続きを条件に、認識の共有が行われたものです。なお、米国及びカナダ産牛肉の輸入再開については、一定の条件を満たす米国及びカナダ産牛肉に関し国産牛肉と同等の安全性が確保されているかについて、食品安全委員会へ諮問したものです。今後、食品安全委員会において、国民の健康保護の観点から、科学的知見に基づき評価いただけるものと考えており、厚生労働省としては、その評価を踏まえて対応します。
48	なぜ、国民の食生活を脅かすような改正をおこなうのでしょうか。アメリカ追従政策はどこまでいっても止まることはないのでしょうか。国内では、全頭検査を続けていくとしているのに、アメリカ輸入牛だけはスクリーニング検査対象月齢を21月以上とすることは、ねじれ現象とともに消費者にとって、ますます不安を増長させることとなるのでしょうか。 確実な安心安全を確保できることが、証明できて初めて対応を考えることができるのでないでしょうか。安全対策を確立すること、アメリカにはより安心できる政策を確立してもらわなくては施行規則の改正は行うべきではありません。	

	御意見の概要	厚生労働省の回答
49	改正案21ヶ月に対し年齢判別法が確立できた場合に対し了承する。現状、年齢管理体制、ルーチン、検査方法が何ら明確にされておらず、これら確立されるまでは輸入は絶対反対である。	
50	アメリカの圧力に負けて、安全性を確認できない牛肉を輸入しないでほしい。	
51	厚生労働省は検査対象月齢を20ヶ月にといっているがOIE基準の緩和等でアメリカは30ヶ月齢以上を主張しています。今、輸入を再開したならば国際基準を盾に規制緩和を迫ってくるに違い有りません。 国民の健康、安心、安全を第一に考えてください。輸入再開は時期尚早だと思います。	
52	正直アメリカの検査自体不安があるので、日本で全頭検査するべき。 調査スタッフを派遣するなり生きたまま輸入するなりして。最低でもアメリカが検査しない牛は検査すべきだ。 そうでなければ絶対確実に国産牛といえるもの以外、怖くて牛肉自体見えなくなる。 牛肉業界全体にも以前のBSE騒動を越える被害が出るかと。	米国においては、BSE発生リスクが極めて低いとして、① BSEサーベイランス検査と② 30ヶ月齢以上の牛からの中核神経系のSRM(特定危険部位)の除去を実施していますが、日米BSE協議においては、米国の国内措置では国内と同等の安全性が確保されていると確認することが困難であることから、両国のBSE対策に関する技術的・専門的視点からの議論を経て、牛肉輸出証明プログラムを上乗せ措置として設けることとし、昨年10月23日、第4回日米局長級協議において、食品安全委員会による審議を含むそれぞれの国内の承認手続きを条件に、貿易再開について認識を共有したものです。
53	米国産牛肉は、検査体制や特定危険部位の除去、飼料規制、生産・流通履歴が不明確であるなど、日本に比べて不十分な対策のままとなっており、日本が求めている汚染状況等の情報開示にも非協力的です。	
54	扁桃はSRMの一つとして含まれていますが、現在のところ、舌扁桃は除去されず、食用の牛舌として流通されています。舌扁桃については、改めて除去を徹底する措置を講じられることを要望します。	扁桃については、特定危険部位(SRM)である頭部の一部として、除去、焼却を義務付けているところです。と畜場の現場においては、舌を頭部から分割する際に、扁桃を頭部側に残して切除しており、と畜場に常駐する、と畜検査員がその確認を行っています。なお、と畜場における扁桃の適切な除去について、関係者に対する指導について都道府県等に通知したところです。
55	今回の意見募集は、「広く御意見を募集」するということですが、ホームページの深いところにひっそりと募集広告があるだけで、「広く」といえるのでしょうか。確かに、インターネットは不特定多数の人が閲覧することが可能ですが、アリバイ作りをしているに過ぎないとしか考えられません。たとえば、プレスリリースとして、報道機関に流すくらいのことは実施してもいいと思います。	今回のパブリックコメントについては、BSE問題に対する国民の关心の高さを考慮し、プレスリリースを行いました。おかげさまで、多くの意見をいただくことができました。御協力ありがとうございました。
56	牛月齢の計算方法については様々な見解があり、現場での混乱を避けるため、今回対象月齢が特定されることとなれば、その計算方法について明確化され付記されますよう、よろしくお願ひいたします。	月齢については「満月齢」を使用し、月齢の日数カウントは「と畜日」となります。

